

返済期間中に飯田市に居住した場合の返済額の一部免除について

飯田市では、この飯田下伊那地域が21世紀を通じて繁栄していくために、飯田市で育った多くの若者が、一旦は地域の外に出ても、いつかはこの地域に戻り、ここで子育てをし、次の世代を育ててもらいたいことを願っています。そこで、卒業後、ふるさと飯田に戻り、飯田で自分のライフスタイルを実現したいという人を応援するため、学校卒業後に飯田市に居住した方を対象として、奨学金返済の一部を免除する制度を、民間育英会と共同で実施しています。

1 制度の概要

対象者	飯田市、龍峽育英会、長志育英会、松村育英会のいずれかから奨学金の貸与を受け、返済期間中に飯田市に居住する方。 ※滞納等がある場合は免除されませんのでご注意ください。 ※他の奨学金制度で貸与を受けた奨学金は対象になりません。
免除額	申請年度に返済する金額の 3分の1 【免除上限額】・大学等在学時に貸与を受けた場合… 年 6 万円まで ・高校等在学時に貸与を受けた場合… 年 2 万円まで ※令和 5 年度以降の返済から 〔例〕大学 4 年間で 144 万円（36 万円×4 年）を借り、返済期間となる 8 年間ずっと飯田市に居住した場合は、総額で 48 万円（6 万円×8 年）の返済が免除されます！

2 申請方法など

飯田市に居住期間中、毎年度、手続きが必要です。

提出期限までに必要書類を申請書類提出先へ郵送、または窓口で提出してください。

提出期限	・飯田市から奨学金貸与を受け返済中の方 …申請年度の4月末まで(以降の申請はご相談ください) ・育英会から奨学金貸与を受け返済中の方 …申請年度の9月末まで(以降の申請はご相談ください) ※前年などに、さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。
必要書類	①返済期間中に飯田市に居住したことによる奨学金償還免除願 ②免除願申請時の実態状況届 ③奨学生の飯田市住民票の写し（申請日から概ね 1 か月以内に発行されたもの） ※①②は飯田市ウェブサイトからダウンロード、または市役所窓口で入手してください。 URL ▶ https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/37/syougakukin.htm
免除方法	・飯田市から奨学金貸与を受け返済中の方 …申請年度の返済予定額から免除額分を減額して納付書を送付します。 ・育英会から奨学金貸与を受け返済中の方 …申請年度の返済をしていただいた後、3 月末までに育英会から免除額分を指定口座へ返金します。

▼申請書類
ダウンロード



問い合わせ・申請書類提出先

〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地（飯田市役所 A 棟 3 階）

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 総務係 奨学金担当 電話 0265-22-4511（内線 3712）